

◎生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律

(令和五年六月一四日法律第五二号)

一、提案理由 (令和五年五月二四日・衆議院厚生労働委員会)

○加藤国務大臣 ただいま議題となりました新型コロナウイルス感染症等の影響による情勢の変化に対応して生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明いたします。

新型コロナウイルス感染症等への対応の中で、旅館業の施設における感染防止対策に係る課題が顕在化し、また、旅館業等の事業環境は厳しさを増しております。こうした情勢の変化に対応して、旅館業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図ることが必要です。

このため、旅館業の施設において適時に有効な感染防止対策等を講ずることができるようにするとともに、旅館業等の営業者が必要に応じ円滑かつ簡便に事業譲渡を行えるようにすることを目的として、この法律案を提出いたしました。

以下、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明いたします。

第一に、旅館業の営業者が新型インフルエンザ等感染症等の症状を呈している宿泊者等に対して感染防止対策への協力を求めることができることとし、当該求めに正当な理由なく応じない場合に宿泊を拒むことができることとします。

第二に、宿泊しようとする者が営業者に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求を繰り返したときは、営業者は宿泊を拒むことができることとします。

第三に、旅館業の営業者は、その施設における感染症の蔓延防止対策の適切な実施や、高齢者、障害者等の特に配慮を要する宿泊者への適切な宿泊サービスの提供のため、その従業員に対して必要な研修の機会を与えるよう努めなければならないこととします。

第四に、生活衛生関係営業等の事業譲渡による営業者の地位の承継に係る手続を整備します。

最後に、この法律案の施行期日は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日としています。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容の概要でございます。

御審議の上、速やかに可決していただくことをお願いいたします。

二、衆議院厚生労働委員長報告 (令和五年五月三〇日)

○三ツ林裕巳君 ただいま議題となりました新型コロナウイルス感染症等の影響による情勢の変化に対応して生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、旅館業の営業者は、特定感染症の症状を呈している宿泊者等に対して感染防止対策への協力を求めることができることとし、当該求めに正当な理由なく応じない場合に宿泊を拒むことができることとすること、

第二に、宿泊しようとする者が、旅館業の営業者に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求を繰り返したときは、営業者は宿泊を拒むことができることとすること、

第三に、生活衛生関係営業等の事業譲渡による営業者等の地位の承継に係る手続を整備すること
等であります。

本案は、第二百十回国会に提出され、継続審査となっていたものであります。

今国会においては、去る五月二十四日、加藤厚生労働大臣から趣旨の説明を聴取した後、質疑に入り、二十六日質疑を終局いたしました。

質疑終局後、自由民主党・無所属の会、立憲民主党・無所属、日本維新の会、公明党、国民民主党・無所属クラブ、日本共産党及び有志の会の七会派より、本案に対し、題名から「新型コロナウイルス感染症等の影響による情勢の変化に対応して」を削除すること、宿泊拒否事由から、感染防止対策への協力の求めを受けた者が正当な理由なく応じない場合を削除すること、都道府県知事は、事業譲渡により営業者等の地位を承継した者の業務の状況について、地位の承継から六月を経過するまでに少なくとも一回調査しなければならないこととすること等を内容とする修正案が提出され、趣旨の説明を聴取いたしました。

次いで、採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもって可決され、本案は修正議決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。

○委員会修正の提案理由（令和五年五月二六日）

○上野委員　ただいま議題となりました新型コロナウイルス感染症等の影響による情勢の変化に対応して生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

修正の要旨は、第一に、題名を、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律に改めること。

第二に、宿泊拒否事由から、感染防止対策への協力の求めを受けた者が正当な理由なく応じない場合を削除するとともに、宿泊拒否事由に係る宿泊しようとする者からの営業者に対する要求について、「厚生労働省令で定めるもの」と明記し、厚生労働省令で

明確化すること。

第三に、営業者は、旅館業の公共性を踏まえ、かつ、宿泊しようとする者の状況等に配慮して、みだりに宿泊を拒むことがないようにするとともに、宿泊を拒む場合には、宿泊拒否事由のいずれかに該当するかどうかを客観的な事実に基づいて判断し、及び宿泊しようとする者からの求めに応じてその理由を丁寧に説明することができるようにするものとする旨の規定を追加すること。

第四に、厚生労働大臣は、宿泊者に対する感染防止対策への協力の求め及び宿泊拒否事由等に関し、営業者が適切に対処するために必要な指針を定める旨の規定を追加すること。

第五に、政府は、感染防止対策への協力の求めを受けた者が正当な理由なくこれに応じないときの対応の在り方について、旅館業の施設における特定感染症の蔓延防止を図る観点から検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする規定を追加すること。

第六に、政府は、過去に旅館業の施設において、この法律による改正前の旅館業法第五条の規定の運用に関しハンセン病の患者であった者等に対して不当な差別的取扱いがされたことを踏まえつつ、改正後の旅館業法第五条第一項の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする規定を追加すること。

第七に、旅館業の営業者は、当分の間、改正後の旅館業法第五条第一項第一号又は第三号のいずれかに該当することを理由に宿泊を拒んだ場合には、その理由等を記録しておくものとする。

第八に、都道府県知事は、当分の間、事業譲渡により営業者等の地位を承継した者の業務の状況について、当該地位が承継された日から起算して六月を経過するまでの間において、少なくとも一回調査しなければならないこととする。

第九に、この法律の施行後三年を経過した場合における検討について、その対象を改正後の旅館業法の規定のみならず、改正後の生活衛生関係営業等のそれぞれの法律の規定に拡大すること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○附帯決議（令和五年五月二六日）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 旅館業の営業者が感染防止対策への協力を求める場合は、宿泊しようとする者の置かれている状況等を十分に踏まえた上で、協力の必要性及び内容を判断するよう、適切に指導すること。
- 二 旅館業法第四条の二第一項は、旅館業の営業者が宿泊しようとする者に対して医師の診断を受けることを強制できるものではないことを明らかにして周知すること。

- 三 宿泊しようとする者が特定感染症の患者に該当するかどうかを確認した結果の営業
者への報告は、口頭による報告も含めること。
- 四 旅館業法第四条の二第三項に基づく厚生労働大臣の意見聴取に当たっては、感染症
患者、障害者等の旅館業の施設の利用者からも意見を聴取すること。
- 五 旅館業法第四条の二第四項の正当な理由については、宿泊しようとする者の置かれ
ている状況等を十分に踏まえた上で、協力の必要性の有無及び協力の内容について適
正性・公平性が図られるよう、柔軟に幅広く解釈・運用すべきであることを営業者に
周知すること。また、営業者の実施した協力の求めの内容等について適切に把握し、
その適正性・公平性を確認すること。
- 六 宿泊しようとする特定感染症の症状を呈している者が診察等に容易に応じることが
できるよう、地域における旅館業の施設と医療機関との連携を確保すること。
- 七 旅館業の営業者が適切に対処するために必要な指針の策定に当たっては、宿泊しよ
うとする者が特定感染症の患者等に該当した場合であっても医療機関等が逼迫してお
り入院調整等に時間を要するときは宿泊拒否ではなく感染防止対策への協力を求め個
室等で療養させることが望ましいこと、旅館業の営業者は障害者差別解消法等を遵守
し、障害を理由とする差別は許されず障害を理由とする宿泊拒否はできないこと、障
害者差別解消法第八条第二項の「実施に伴う負担が過重でない」ものは宿泊拒否事由
に当たらないことを明確にすること。
- 八 宿泊拒否事由に係る宿泊しようとする者からの営業者に対する要求についての厚生
労働省令を定めるに当たっては、営業者による恣意的な運用がなされないよう明確か
つ限定的な内容とするよう努めること。
- 九 本法附則第二条第一項に基づき、正当な理由なくこれに応じないときの対応の在り
方について所要の措置を講ずるに当たっては、今回の修正があったことを受け止め、
まずは宿泊拒否事由の拡大以外の事項の検討を行うこと。
- 十 旅館業の営業者と宿泊しようとする者が混乱することなく対応できるよう、本法に
よる旅館業法の改正の内容及び指針について、周知徹底すること。
- 十一 旅館業の営業者に対し、差別防止のための研修教材の準備や研修を担う人材の育
成等に対する支援を行うこと。また、旅館業の営業者の研修の実施の有無・内容等
について、定期的に確認すること。
- 十二 旅館業の施設には不特定多数の者が宿泊することに鑑み、科学的知見に基づいた
換気設備等の感染防止のために必要な対策等についての周知を行うとともに、感染防
止対策を担う人材育成を支援すること。
- 十三 旅館業は宿泊者の移動・生命・財産を守ることが求められている重要な事業であ
ることを踏まえ、旅館業の事業譲渡が行われた場合には、事業を承継した者に対して
事業の継続性について十分に周知すること。
- 十四 生活衛生関係営業等の営業者の地位の承継後六月以内に少なくとも一回行わなけ

ればならないとされる都道府県知事等による業務の状況の調査について、承継後可能な限り速やかに実地検査を含めた必要な調査が行われるようにすること。

三、参議院厚生労働委員長報告（令和五年六月七日）

○山田宏君 ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るため、旅館業の営業者が新型インフルエンザ等感染症等の症状を呈している宿泊者等に対して感染防止対策への協力を求めることができることとするほか、旅館業その他の生活衛生関係営業等の事業譲渡に係る手続の整備等の措置を講じようとするものであります。

なお、衆議院において、法律の題名を生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律に改めるほか、宿泊拒否事由から感染防止対策への協力の求めを受けた者が正当な理由なく応じない場合を削除すること、みだりな宿泊拒否の禁止、厚生労働大臣による指針の作成の追加等の修正が行われております。

委員会におきましては、不当な差別による宿泊拒否の禁止を徹底する必要性、指針の作成に向けた政府の対応、生活衛生関係営業等の事業譲渡に係る手続見直しの妥当性等について質疑を行いました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、れいわ新選組を代表して天畠大輔委員より反対の旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（令和五年六月六日）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、旅館業の営業者が感染防止対策への協力を求める場合は、宿泊しようとする者の置かれている状況等を十分に踏まえた上で、協力の必要性及び内容を判断するよう、適切に指導すること。
- 二、旅館業法第四条の二第一項は、旅館業の営業者が宿泊しようとする者に対して医師の診断を受けることを強制できるものではないことを明らかにして周知すること。
- 三、宿泊しようとする者が特定感染症の患者に該当するかどうかを確認した結果の営業者への報告は、口頭による報告も含めること。
- 四、旅館業法第四条の二第三項に基づく厚生労働大臣の意見聴取に当たっては、感染症患者、障害者等の旅館業の施設の利用者からも意見を聴取すること。
- 五、旅館業法第四条の二第四項の正当な理由については、宿泊しようとする者の置かれている状況等を十分に踏まえた上で、協力の必要性の有無及び協力の内容について適

正性・公平性が図られるよう、柔軟に幅広く解釈・運用すべきであることを営業者に周知すること。また、営業者の実施した協力の求めの内容等について適切に把握し、その適正性・公平性を確認すること。

六、宿泊しようとする特定感染症の症状を呈している者が診察等に容易に応じることができるよう、地域における旅館業の施設と医療機関との連携を確保すること。

七、旅館業の営業者が適切に対処するために必要な指針の策定に当たっては、宿泊しようとする者が特定感染症の患者等に該当した場合であっても医療機関等が逼迫しており入院調整等に時間を要するときは宿泊拒否ではなく感染防止対策への協力を求め個室等で待機させることが望ましいこと、旅館業の営業者は障害者差別解消法等を遵守し、障害を理由とする差別は許されず障害を理由とする宿泊拒否はできないこと、障害者差別解消法第八条第二項の「実施に伴う負担が過重でない」ものは宿泊拒否事由に当たらないことを明確にすること。

八、宿泊拒否事由に係る宿泊しようとする者からの営業者に対する要求についての厚生労働省令を定めるに当たっては、営業者による恣意的な運用がなされないよう明確かつ限定的な内容とするよう努めること。

九、本法附則第二条第一項に基づき、正当な理由なくこれに応じないときの対応の在り方について所要の措置を講ずるに当たっては、今回の修正があったことを受け止め、患者・障害者の差別助長防止に配慮し、まずは宿泊拒否事由の拡大以外の事項の検討を行うこと。

十、旅館業の営業者と宿泊しようとする者が混乱することなく対応できるよう、本法による旅館業法の改正の内容及び指針について、周知徹底すること。

十一、旅館業の営業者に対し、差別防止のための研修教材の準備や研修を担う人材の育成等に対する支援を行うこと。また、旅館業の営業者の研修の実施の有無・内容等について、定期的に確認すること。さらに、営業者が従業者の就職時及び就職後も定期的に研修を行うように指導・助言すること。

十二、旅館業の施設には不特定多数の者が宿泊することに鑑み、科学的知見に基づいた換気設備等の感染防止のために必要な対策等についての周知を行うとともに、感染防止対策を担う人材育成を支援すること。

十三、旅館業は宿泊者の移動・生命・財産を守ることが求められている重要な事業であることを踏まえ、旅館業の事業譲渡が行われた場合には、事業を承継した者に対して事業の継続性について十分に周知すること。

十四、生活衛生関係営業等の営業者の地位の承継後六月以内に少なくとも一回行わなければならないとされる都道府県知事等による業務の状況の調査について、承継後可能な限り速やかに実地検査を含めた必要な調査が行われるようにすること。

十五、生活衛生関係営業等のうち、特に食鳥処理業をはじめとする食肉関連営業においては、カンピロバクターによる食中毒の危険性に鑑み、カンピロバクターによる食中

毒の防止のための対策を検討すること。
右決議する。